

明治初年琉球の真宗布教

——「真宗法難事件」と廃琉置県（琉球処分）——

福島 栄 寿

はじめに

近代仏教史研究が盛んである。しかし、その近代仏教史研究において、見落とされたままの地域がある。それは、琉球・沖縄である。こうした状況は、近代真宗史研究においても例外ではない。まとまった沖縄真宗史研究としては、一九二六（大正一五）年の伊波普猷による『浄土真宗沖縄開教前史 仲尾次正隆と其背景』という研究があるのみで、この伊波の研究が、長く沖縄真宗史の定説として受容されてきたと言っても過言ではない^①。こうした研究状況のなかで、ここ最近、知名定寛が近世期に着目し、「琉球における浄土真宗第一次法難事件の真相一端」（『神女大史学』第三二号、二〇一五年）を、また川邊雄大がその編著『浄土真宗と近代日本―東アジア・布教・漢学』（勉誠出版、二〇一六年）で、「明治期の琉球における真宗法難事件」を発表し、長年の研究を更新する端緒が開かれつつある。とりわけ近代以降の琉球・沖縄仏教・真宗史研究の遅れは、従来、沖縄戦による被災による史料制約のためにやむを得ないものと思われていたきらいがある。だが、そうした事情を言い訳にして、近代仏教・真宗史研究において、琉球・沖縄地域に関心を欠落させてきたのではないかとすれば、これは近代仏教史・真宗史研究が孕む重要な課題として指摘しなくてはならない。

ところで、沖縄戦後史研究の牽引者である鹿野政直が、戦後歴史学研

究における奄美諸島・琉球諸島といった日本地図上の「はじっこ」地域の「切り捨て」を批判したのは、今から三〇年以上も前のことである^②。鹿野は、その著書『鳥島』は入っているか』（岩波書店 一九八七年）で、島尾敏雄のヤポネシア論に触れながら、「わたくしたちの歴史学には、はたして『鳥島』は入っているか。」と問いかけた。その後、九〇年代以降、歴史学でも、沖縄を視座に入れた研究が本格的に取り組まれてきた感がある^③。こうした研究動向を念頭に置けば、近代仏教・真宗史研究分野における沖縄を視座とする研究の欠落について、同分野を専攻する者として、忸怩たる思いである。

二〇一五年一月、普天間基地の辺野古移設問題をめぐる沖縄県と日本政府との集中協議（二〇一五年夏開催）後に表明された官房長官の歴史認識に対して、沖縄戦後史研究者の鹿野政直・戸邊秀明・富山一郎・森宣雄が連名で声明を出した。その「戦後沖縄・歴史認識アピール 沖縄と日本の戦後史をめぐる普義偉官房長官の発言に抗議し、公正な歴史認識をともにつくることを呼びかける声明」^④（同年一月二四日）と題する声明で、四氏は、官房長官の発言が、日本と沖縄の歴史についてのあまりに無理解な認識に基づくことを批判し、同時に戦後沖縄史の研究者としての責任と課題について表明した。

筆者は、この声明について強く示唆を受けるものであり、今更ながら、筆者が専門とする仏教・真宗史の視座から、明治以降の琉球・沖縄史に

アプローチする必要を痛感するのである。仏教・真宗史研究における琉球・沖縄へのアプローチの欠落の要因には、真宗関係者の琉球・沖縄への「理解と関心の浅さ」があること、反省から出発しなければならぬと思う。

本稿は、こうした近代仏教・真宗史研究の現状に鑑み、明治期琉球において発生した第三次「真宗法難事件」（幕末の天保一〇年、嘉永八年に真宗法難事件が発生している）について、改めて考察しようとするものである。一八七七（明治一〇）年に発生したこの第三次「真宗法難事件」については、菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」（二九八四年）が法制史研究の視点から、事件の発生から終結の過程について、琉球藩庁、内務省出張所、東本願寺側の交渉を詳細に考察しており参考になる^⑥。そこで本稿では、主に菊山論文を参考に、加えて、数年前に真宗大谷派沖繩別院の長谷暢氏が九州地域の寺院で発見し、その後、川邊雄大氏によって翻刻され、川邊編著に収録された「真宗法難事件」に関する資料（善教寺蔵・小栗憲一「琉球日記」・同「琉球出張 対弁筆記 秘密実録」・「田原法水略歴」・「朝野新聞」・「読売新聞」真宗法難事件関聯記事）と、新たに二〇一七年に翻刻刊行された新出史料である真宗僧・清原競秀（一八二〇～一八九七）の琉球布教を記録した日記「日々琉行之記」^⑦を活用することで、明治期の琉球・沖縄真宗布教史と第三次「真宗法難事件」について近代真宗史の視点から考察を試み、明治初期琉球への真宗布教の意味について考察したい。

一、琉球問題と「廃琉置県」（琉球処分）までの流れ

千葉功によれば、王政復古の後、明治新政府は「万国対峙」の近代世界へ参入し、「国威宣揚」を果たそうとし、「万国公法」に基づき周辺諸

国と曖昧な国境を画定し、その内部を領土に組み込んで排他的な支配を確立する政策を打ち出した。だが、日本は、明治初期からすぐに西洋の近代的国際秩序に順応したわけではなく、それまでの東アジアの伝統的国際秩序原則（琉球については言えば、とくに清と薩摩藩との両属関係）を併用するところがあった^⑧。だが、大久保利通が外交を担って以降、琉球は、清との両属関係が問題となっていくのである。

はじめに、琉球における廃琉置県（琉球処分）までの流れを概観しておく。

一八七一年（明治四年）七月の廃藩置県後も、琉球王国を管理していたのは鹿児島県であった。一八七二（明治五）年になると、井上馨（大蔵大輔）は正院に建議を提出して、琉球王国の日本に対する両属関係を非難し、「速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰シ」「内地一軌の制度」を実施するよう求めた。それに対して、左院・外務省の意見は、「琉球国ノ我ト清トニ兩属セルハ従前ヨリ其国ノ形勢ニテ然シ更ニ論スルヲ俟タス」（左院）、「我ヨリ琉球王ニ対シタリトモ更ニ清国ヨリモ王号ノ封冊ヲ受ルヲ許シ分明ニ兩属ト見做スヘシ」（左院）と、琉球の両属関係を明確に見なすべきであるという意見であった^⑨。結局、新政府は、その外務省案を採用した。そして同年九月、「王政一新」の慶賀使として上京した伊江王子朝直に対し、明治天皇は、

気類相同ク言文殊ナル無ク薩摩附庸ノ藩タリ、而シテ爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク頭爵ヲ予フヘシ、陞シテ琉球藩主ト為シ叙シテ華族ニ列ス^⑩

と、国王の尚泰を「琉球藩主」に任命し、華族とする詔を与えた。こうして、琉球藩が設置されたのである^⑪。

さらに、一八七三（明治六）年三月、外務省は幕末に琉球が諸外国と締結した条約の原本提出を命じ、新政府は、琉球王国の外交権を接収した

のである。ただし、この時点においての外交権は、条約締結など欧米諸国に対するもので、清への進貢は禁ずるものではなく、従来通りの対清関係を認めるものであった。

琉球国ノ両属セルヲ以テ名義不正トナシ今若シ之ヲ正シ我カ一方ニ属セントスレハ清ト争端ヲ闢クニ至ラン(中略)其ノ手数紛紜ニシテ無益ニ帰セン (明治五年六月)

というのが、外務省の意向であり、副島種臣外務卿期の政府は、琉球支配の論拠を明確化しながらも、琉球の両属関係を問題化することで清との紛争を招くことは得策ではないと考えていたのである。¹⁵⁾

こうして沖縄は、琉球藩が設置された一八七二(明治五)年には外務省管轄下に置かれ、那覇に外務省出張所が開設された。外務省管轄下の時期において、政府は主として琉球が日本の領土であることを示すことに重点を置いた。そのため、外務省出先機関の外務省出張所は、琉球藩内に国家権力を行使することはほとんどなく、政府施策の琉球藩への伝達を主な任務としていた。¹⁶⁾しかし大久保利通が内務卿になると、それまでの副島外交を改めて、「今回ノ機会ヲ以テ琉球両属ノ淵源ヲ絶チ朝鮮自新ノ門戸ヲ開ク」ことを目指した。すなわち「万国公法」に基づき、清の冊封体制を否定しようとしたのである。¹⁷⁾

大久保は、一八七四(明治七)年七月一二日、琉球藩の所轄を外務省から内務省に移して、外務省出張所を内務省出張所に改めたのだ。これは、琉球国王・尚泰が藩主となり華族に列せられ、琉球の地域が藩のままではあるが、形式上は他府県と同様になったにもかかわらず外務省管轄のままだと、琉球が外国と認識されて統治上不都合が生じるとの外務省の上申を受けてのことであった。外務省上申書には、

琉球藩ノ儀先年内府ノ名義ヲ被正冊王賜封ノ折柄、一時当省管理被仰付当省ヨリ官吏派出即今ニ至ルマテ右事務取扱来居候へ共、一体

其君主ハ華族ニ列シ其土地ハ府県ニ比シ何事モ御国内同様御坐候処、其事務ハ却ツテ外務省ノ管理ニ帰シ候事於条理不相立候ノミナラス自然外国ヲ以テ視候姿ニ相当リ、一体ノ御趣意ニツイテモ都合被存候ニ付、爾来同藩ノ儀ハ内務省ニテ管理イタシ相当可有之奉存候間、其段早々同省へ御達有之度此段上申候也¹⁸⁾

と、外務省の言い分が記されている。こうして琉球藩の管轄が外務省から内務省に移され、それとともに外務省出張所は、内務省出張所に引き継がれ、内務省出張所が開設されることになったのである。

一八七五(明治八)年、清において光緒帝が即位し、琉球からの慶賀使派遣問題が浮上した。すると大久保は、両属関係を断絶する方向に動き出し、同年七月、松田道之(内務大丞)を琉球に派遣して、琉球が長年の慣例として行ってきた清との冊封・朝貢関係の廃止などを命じ、清との関係断絶を要求した。琉球藩は抵抗の動きをみせたが、中国への朝貢は停止されることとなった。また琉球藩の官吏は上京して、日本政府に対して中国への朝貢許可を繰り返し嘆願し、清にも使節を派遣して援助を求めた。¹⁹⁾清も、日本政府による中琉の関係断絶の要求に対して強く抗議したのだ。²⁰⁾

また一八七五(明治八)年、内務省出張所は、権限の強化を内務省に上申し、さらに翌年五月、大久保内務卿の上申を受けた太政大臣三条実美は、

一、藩内人民相互ノ間ニ起ル刑事ハ藩庁之ヲ詢訊シ内務省出張所裁判ヲ求ムベシ

一、藩内人民相互ノ間ニ起ル民事及ヒ藩内人民ト他府県人民(兵員ト普通人民トヲ論セス)トノ間ニ関スル刑事民事ハ直チニ内務省出張所ニ訴ヘシムヘシ (明治九年五月一七日)²¹⁾

と、琉球藩庁の裁判権を一切剥奪し、内務省出張所のみが裁判権を掌握

するものとし、琉球藩庁には琉球藩民相互間の刑事事件の捜査権のみを認めることとした。だが、琉球藩庁は、政府の裁判権接収という強硬策に対し抵抗し、一八七六（明治九）年六月六日には、三条実美太政大臣に反論書を提出したのである。そこには、

御達ノ通一切ノ刑事民事内務省へ被附シトキハ、是迄ノ体裁ヲ失ヒ人心安着不致、藩治調ハサルニ至ルベシ、臣等憂慮ニ堪ヘス、伏シテ請フ（中略）藩内人民相互ノ間ニ起ル刑事民事ハ藩庁之ヲ詢訊裁判シ、疑難ノ所ハ内務省出張所へ質問シ、藩内人民ト他府県人民トノ間ニ関スル刑事民事ニ至テハ、御指令通内務省出張所へ訴へシムヘク候²²

と述べられていた。つまり、琉球藩民と他府県民との間の刑事民事裁判については裁判権が内務省出張所に接収されることは認めるが、藩民相互の刑事民事事件については、裁判権はあくまで藩庁が掌握し、裁判が困難な場合な事件のみ内務省出張所へ質疑するつもりというものであった。だが、政府は六月七日、琉球藩庁の要請を拒絶したのであった。

琉球藩庁は、あくまで裁判権接収に反対し、その後も政府へ執拗に嘆願を繰り返した。しかし、一八七七（明治一〇）年一〇月二六日、政府は内務省出張所の裁判を、大審院を頂点とする裁判機構に組み込んだのであった。政府にとつては、裁判権を含む藩主の藩内統治権を剥奪することとは、琉球藩に国家権力の滲透を図るためには必要不可欠なことであった。²³

こうして琉球藩庁の裁判権を接収した内務省出張所であったから、その権限は、外務省出張所の時に比べれば、いっそう強化されたように思える。ところが、この内務省出張所の権限が、有名無実のものとなる事件が起るのである。それが、「真宗法難事件」であった。²⁴この事件は、まさにこうした琉球藩と政府のせめぎあいの行われている渦中の、

一八七七（明治一〇）年一〇月に起こったのである。では、この「真宗法難事件」とはいかなる事件であったのだろうか。

二、明治初期琉球における真宗布教と「真宗法難事件」

一八七六（明治九）年五月、真宗僧・田原法水（一八四三～一九二七）²⁵が本山の命を受け、那覇に渡り、同じく真宗僧・自見凌雲（一八四二～一九〇二）とともに、琉球では禁制とされていた真宗布教を開始している。田原は、那覇港到着時のことを、次のように記している。

全年五月二十五日薄暮、那覇港二着セシガ旅宿ナキヲ以テ予ハ尚船中ニ止リ、（中略）上陸セシハ全廿七日ナリキ。

一、上陸ニ際シ船長ノ曰ク、「君ハ僧侶ニ非ザルカ。真宗ヲ開教センガ為メニ来リシニ非ザルカ。若シ然リトセバ、当琉球ハ鹿児島ト同ジク真宗ヲ禁制セリ。若シ禁ヲ犯シテ信ズル者アラバ、直チニ罰セラル。先年ニ処分ヲ受ケシ者アリシヲ見タリ、君大イニ心セヨ」ト。其開教ノ困難ナルヲ知りヌ。²⁶

真宗禁制の状況下、田原は僧侶身分を隠し、田原里治の偽名を名乗り、商業視察の目的で渡航したと内務省出張所に届けを出した。そして宿所の宿主の願いで、三名の者に本尊を拝礼させたという。²⁷田原はこうした反応から「爾来十日余ニシテ前途有望ナリトノ見込ミ立チ、梢渡航ノ初志ニ契フ。」と、布教活動を樂觀している。事実、田原は、一〇月四日までに、五二名の信者を得て「大ニ喜ビ、本山ニ上申シ、補助ヲ請」うたのであった。

明治九年一〇月五日、琉球布教への見通しを得た田原は、鹿児島へと渡り、鹿児島開教に訪れていた真宗僧・細川千巖（一八三四～一八九七）に同行していた清原競秀に事情を報告し、清原を伴い那覇へと戻り、自

見と三名で布教活動を行っていくのである。³²⁾

玉代勢法雲（一八八〇～一九五五）著『真宗法難史』には、辻遊郭内での田原たちの法座の様子が述べられている。たとえば、

同年十一月信徒三軒に内仏を安置せしめ四日講、二十五日講、二十八日講の三講を結び、同二十八日初めて報恩講を勤修したが参詣者七八十名あり、極めて内密を主としたから勤行の時鑿を打つに紙捻を以てし称名最も低声を要した³³⁾

とある。真宗禁制下、密かに講を結び、法座の場を開き、報恩講も行ったのだが、勤行の鑿は、音を抑えるために紙を捻じつたもの（棒状のものであろう）で打つたのだという。

また、清原の「日々琉行之記」にも、布教の様子が詳細に記されている。例えば、明治九年一二月五日の条には、

五日 廿日

朝、中小路二帰ル、又彼雲登竜ニ至ル、名物ウシー宅ニ行ク、カイヤ。サカイサマノ○カメー○ダシチヤカメー宅ニテ、

甚吉イーフーカメー

名物ウシー

出茶カメー

堺ヤ様カメー

カナー

バチヨーフノカメー

正信

本願名号、○重誓十方ノ実ノ蒔ノ論、○須弥論、聖人ノ九才歌、○元祖ノ深信ノ論ニ至ニ止ム、梅田ヨリ雲登竜ヲ以使ス、故ニ早出シテ彼ニ行ク³⁴⁾

と記されている。那覇港の近くには、辻遊郭があり、「中小路」とは通り

の名称である。「雲登竜」とは、数ある遊郭の屋号で、その辻遊郭内の娼妓（ジュリと呼ぶ）であった名物ウシーや出茶カメー、堺ヤ様カメーやカナーたちを相手に法座を開いていたのである。すなわち、浄土真宗信徒にとって基本的な経典『正信偈』中の、「本願名号正定業」「重誓名声聞十方」という偈文について、内容を講釈していたことがうかがえる。ちなみに「重誓」とは阿弥陀仏が重ねて誓うことであり、念仏に救われること、蒔かれた本願の種が実を結ぶと譬えたのであろう。また「須弥論」とは、仏教で説く、須弥山世界観について説いたということであろう。そして「聖人ノ九才歌」とは、親鸞が九歳で出家する際に詠んだ有名な歌として知られる「明日ありと思う心のあだ桜夜半に嵐の吹かぬものは」であろう。彼ら布教僧たちの説教の内容は、教祖である親鸞の事績や、浄土真宗の基本的かつ勘所となる教えの内容について、『正信偈』に基づき説くものであったことが推測される。³⁵⁾

ところで、「日々琉行之記」には、親鸞は、「親鸞」ではなく、「聖人」で表示されたり、「真宗」という語も一箇所だけ出てくるだけである。また「法話」という語はなく、法話は「物語」と表現されている。『正信偈』の偈文は、逆に、それらを真宗の教義であると理解できる僧侶や信徒でなければ、意味はわからないだろう。この日記が、万一藩庁役人などに露見した場合を警戒していたことが推測される。

それにしても、なぜ田原たちは、辻遊郭のジュリたちに真宗の教えを説くことができたのか。辻には血縁関係はないが、母親・子どもたち・姉妹と呼び合う犠牲的な親族関係を作り上げ、義理・人情・報恩・礼節を守ることで郭内の秩序を保ち、ジュリは紹介者がなければ客を取らないとされた。³⁶⁾ 実は、田原たちの布教活動の手助けをしたのが、備瀬知恒（一八二〇～一八七八）であった。江戸期に那覇で密かに真宗の布教活動を行っていた仲尾次政隆（一八一〇～一八七二）³⁷⁾の門下であった備瀬が、仲

尾次が不在の時には、『正信偈』や親鸞の和讃について講義するなど、彼等は辻遊郭を本拠として、密かにそうした真宗布教を行っていたのである。田原、清原、自見の三名の布教活動は、仲尾次と備瀬によって形成されていたジュリたちとの関係性がなければ、不可能であった。³⁸

ところが、田原たちの布教活動は、思わぬ形で頓挫することになる。一八七七（明治一〇）年一〇月二三日、琉球藩が真宗布教の取締りに乗り出したのである。藩庁は、一〇月から翌年二月にかけて、備瀬をはじめ田原の宿主である宮城筑登之ほか、遊女を含む信者たち三六九名の信者を次々と逮捕・投獄し、裁判を強行した。³⁹ 捕らえられた備瀬は、八重山へ流罪となるも、その渡航中、難破し五九歳で死去している。また先ほどの「日々琉行之記」の引用史料中の「出茶カマー」は、『沖繩県史』によれば、辻傾城の四一歳の「下女」で、罰金刑となっている。⁴⁰ これが、明治の第三次「真宗法難事件」である。それは、明治一〇年五月に東京駐在の藩吏から、西本願寺の琉球布教の動きを伝えられ、琉球藩庁が警戒を強めていた時期の出来事であった。田原の自坊真教寺の門徒であった玉代勢法雲『真宗法難史』によれば、藩吏は「真宗は曩に薩藩の極力悪む所である、故に切支丹宗と共に久しく禁圧して今日に及んで居る、だから俄かに之が布教を認容するのは宜しくない、加之従来禪密あり儒道あり今にして新教を迎へたなら宗旨の紊乱却て人心の困迷を招くであらふから矢張従前通り禁じた方がよからふ」と、藩庁へ警告したという。⁴¹ こうして琉球藩庁は、真宗信徒の取締りを厳しくしたのである。

三、「真宗法難事件」への対応

多数の真宗信者の逮捕・投獄事件発生の翌一〇月二三日、田原は内務省出張所へ出頭し、応接した所長の早瀬則敏に事情を説明した。早瀬は、

「事情憫然ト雖トモ、地方ノ政務ハ官ヨリ藩庁ヘ依任ニナリ居ル故、仕方ナシ。併シ裁判ノ件ハ必ず該出張所ノ所管タリ。仍テ藩民ナレドモ裁判件ハ訴へ出ル筈ナリ。申ス迄モ無キヲナレトモ、此事情具サニ其管長ニ上申シ、官省ノ手数ヲ経ナクテハ不可ナラン。」と述べ、藩庁が真宗門徒を逮捕（警察権の行使）したことは琉球藩の禁制に触れたため当然だが、裁判権は内務省出張所にあること、そして事件については管長に伝え、政府を介して解決すべきであるという見解を示したのだった。

それ以降も藩庁による逮捕・投獄が続くなか、この事態の収拾のため、一八七七（明治一〇）年一二月二二日、田原は上洛し、「本山ニ事情ヲ具申シ其処置ヲ訴」⁴²え、本山へ上申書を提出したのだった。本山への上申書には、

去十月二十二日、大有丸着港ノ翌日ヨリ豈計ンヤ宿主始、社中連々拘引入獄（中略）総員ハ詳カニ探索モ出来不申候得共、其口糺詰問究テ苛ヲキトノ評判。今日ハ誰ト誰トガ箇様ノ責メ、昨日ハ何某々々ガ箇様ノ拷問ト、其話ヲ聞クゴトニ肝ニ銘ジ、其父兄ヲ見ルゴトニ氣ノ毒無涯、定メテ野蠻古風ノ所作ト相考候。（中略）当惑座視ニ不堪候ヘハ、何卒急ニ好キ御方便御仰付度奉願上候。（中略）第一、官省へ御申立断然急狩仕度様御仰付度事。第二、（中略）教徒ノ免獄ハ勿論、自ラ御開教ノ期、爰ニ到リ可申哉ニ奉存候。（下略）⁴³

とあり、内務省に対し、信徒の解放と、真宗「御開教」の許可を求めるよう訴えたのであった。さらに翌年一月、上京した田原は、内務卿大久保利通と面談して琉球の事情を訴え、大谷派管長大谷光勝の代理である鈴木恵淳から大久保に宛てた「琉球藩本宗信徒之儀に付願」（明治一一年一月四日）を提出した。その願書には、

近頃該藩庁ニ於テ本宗ノ信徒ヲ追々拘引繫獄シ、信教之儀ニ付、種々苛刻之糺問等モ有之候趣、別紙之通田原法水ヨリ申越候。右者全ク

本宗帰依之人民、藩政之抑圧ヲ受ケ、信教之自由ヲ不得候儀ニ付、何卒藩民思想之自由ヲ保全候様、至急該藩庁へ御諭達被成下度、此段奉懇願候也。⁶⁶

とあり、東本願寺は、信教と思想の自由を認めるよう藩庁への諭達を出すよう求めるものであった。だが、東京で東本願寺側と内務省との交渉が続くなか、一八七八（明治二）年一月二七日、琉球藩庁は、真宗信徒に対する裁判を行い、三六九名の信徒に判決を言い渡したのであった。本稿「一」で述べたように、この時期には、すでに裁判権を接収されていた琉球藩庁であったが、裁判権を行使したのである。

先述したように、田原が事件発生直後には、内務省出張所に対応を願っていたが、内務省出張所は具体的な動きを見せることはなかった。そこで田原たち東本願寺側が、内務省出張所に代わって政府との交渉の行動に出たのだが、しかし東本願寺側が政府との交渉に奔走するなか、琉球藩庁が裁判権を行使し、判決を言い渡したわけである。

その後、一八七八（明治二）年七月、教部省勤務であった真宗僧・小栗憲一（一八三四〜一九一五）が、東本願寺の命を受け琉球に派遣され、琉球藩庁との折衝を行なうことになる。小栗は、これに先立ち、東京において内務省大書記松田道之と大蔵大書記吉原重俊と会談をしている。その時の会談記録（善教寺蔵・「琉球応接綴込」日付不明⁶⁷）からは政府の対処方針を知ることができる。

以下、松田と吉原の発言により、会談記録における政府側の言い分を要約する。

琉球藩庁が信徒を拘留しているのは、藩庁の警察権（捜査権）に属すること、政府（内務省）が取り扱える問題ではない。しかし裁判権は政府に属するので、藩庁の裁判権行使は見過ごせない。したがって東本願寺側からこの旨を申し出れば、それを受けて内務省出張所の警察に捜査を

させて事実確認をし、その上で、藩庁が権限を犯したことを理由に、信徒を釈放して罰金を返金させる。また東本願寺側が琉球に人員を派遣したこと、初めて政府がこの琉球藩庁の違法行為を知ることになったという形をとるのがよい。また、東本願寺と琉球藩庁との会談の取次を内務省出張所に依頼すると、藩庁はますます疑念を抱き、政府と東本願寺が通じているような誤解を持たれるので避けるように。政府の原則は、政教分離であり、キリスト教が公認されていない現時点では外国人からの干渉を避けるためにも、政府側が宗教上の理由（信教自由）で琉球藩の宗教事情に介入・取り締りを行なったことにすることは適切ではない。以上である。

政府は、東本願寺側が望む方向に事が進められるよう協力的であったことがわかる。こうした政府側との事前の打ち合わせをもって、一八七八（明治二）年八月二二日、小栗は、内務省出張所において、警部二名、木梨精一郎内務少書記官が立ち合い、藩庁委員三名（親里）と対弁した。この時の対弁の記録は、小栗憲一著・善教寺蔵「琉球出張 対弁筆記 秘密実録」（以下、「対弁筆記」）に詳しい。⁶⁸ここでは、「対弁筆記」のやり取りの一部を要約して紹介するに留めたい。

たとえば、浄土真宗布教を琉球藩が認めない理由を問い質す小栗に対して、藩庁関係者は、「真宗来テハ人氣混雑スルユヘ相断ルナリ。」「忠孝仁義ノ儒道ヨリ外ハ、今ノ人氣ニ向ハヌナリ。」と、真宗が人心を惑わすために布教を許可しないのであり、そもそも琉球の人民の心が向くのは忠義仁義の儒道のみであると返答している。すると小栗は、東本願寺大教正（大谷光勝）からの書面にも「仁義為先王法為本トアリ、何ノ不可アルヤ。」と、東本願寺は、王法為本で仁義を重んじる教えであるのに、なぜいけないか、と迫った。すると藩庁関係者は、流罪等に処せられた「娼家ノ者」たちは「格別混雑ニ至サル極下等ノ人也。何分、真宗カ入レハ

上等ノ人物ハ関係ナケネトモ、中等已下ハ大ニ混雜アリ。」「已ニ混雜セル萌シミヘタリ。」と、「中等已下」の人心を惑わし始めていると指摘した。小栗は、「確証ナケレハ信用シカタシ。」と切り返したが、藩庁関係者は、「土地人情ニ従ヒ、人ニ上中下等ノ差別アリ。此国、目今頑固ニシテ、容易ニハ開化シカタキユヘ、追々学校ヲ設ケ教化スルナリ。」と、平等に救済を説く真宗の教義が、琉球の「人情」には合わないこと、人々の「開化」を急ぐことの困難を返答している。

そして、次に琉球藩庁が始末書を提出することを認めた部分について紹介しておく。それは、木梨内務少書記官本人と藩庁関係者ではなく、その場に立ち会った出張所の警部と藩庁関係者とのやり取りに知ることができる。すなわち、警部が藩庁関係者に、真宗信徒処分的事实を問いつつ、藩庁関係者は処分内容を返答した。すると警部曰く、「寄留民ト藩民ト関涉セル事件ト承知シ乍ラ、藩主私擅処分セシハ、イカナル心得ナリヤ。且ツ明治九年五月、大政官々藩王ヘ達書中、藩内民刑両事、藩庁コレヲ詢訊シ司法ニ求刑ス云云ノ朝旨ハ、イカ、心得ルソヤ。」と、明治九年五月の太政大臣三条実美からの琉球藩庁の裁判権接収の通達の条文について持ち出し、藩庁関係者を問い詰めたのである。たまたま、藩庁関係者は「右私擅ノ段ハ、実ニ恐レ入りマシタ」ナリ。」と非を認める形となり、警部は「爾ラハ、右両条恐入ノ書面ヲ藩王ヨリ差出スヘシ。」と命じると、藩庁関係者は「謹承リマシタ。」と返答している。

こうして琉球藩庁は、一八七八（明治二一）年八月二四日、木梨内務少書記官宛に、次のような始末書を提出したのである。

（前略）真宗当藩へ相弘候而ハ、人民ノ間段々混雜ヲ生シ、政治上ノ妨害相成事ニテ、往古ヨリ相禁シ置、殊更宗旨弘方一件ハ御出張所へハ関係不被致由、右処分ハ真宗信仰ヨリ発起致シタル事ニテ、此儀モ関係無御座事ト誤認シ、先例等照準シ藩庁迄ニテ処分申付置候

処、教法ト刑法トハ相替り、就而ハ明治九年五月太政官御達ニ相違シタルトノ御達敬承、初テ気付何共可申上様無御座、今更至極奉恐入候間、此所ハ幾重ニモ御諒察被下度奉仰候、此段申上候也

明治十一年八月廿四日^④

布教問題、裁判権問題について論陣を張り、政府に対抗していた琉球藩庁が敗北したのである。その背景には、菊山正明が指摘するように、内務省の圧力があつたと考えられる。一八七八年（明治二一）一〇月二五日、次のように伊藤博文内務卿から琉球藩庁に対して処分命令が下つたのである。

其藩ニ於テ、管下人民真宗信仰之者ヲ私ニ処分候段、御布令ノ趣ニ戻リ不束ノ至リニ付、屹度御処分可相成ノ処、全ク藩吏ノ失錯ニ出候趣ニ付、今般ノ儀ハ特別ノ訳ヲ以テ寛典ニ被処分候条、右処分ノ者解放及贖金返還等取計ヒ、且ツ失錯ノ藩吏ハ相当ノ処分致スべく、此段相達候事。

伊藤は、真宗信仰者を「私ニ処分候段」は「御布令」に反するとし、「処分ノ者解放」と贖金返還を命じたのである。明治一一年一二月、真宗信徒たちは解放され、贖金は返還され、翌年一月、真宗は解禁された。

四、「真宗法難事件」と廃琉置県（琉球処分）

実は、この真宗法難事件をめぐる琉球藩の裁判権行使の始末書の提出という出来事は、廃琉置県（琉球処分）の断行を早めさせる要因の一つとなつたとも考えられる点を指摘しておきたい。

小栗の「対弁筆記」には、藩庁との対弁五日後の八月二七日に木梨内務省少書記官と小栗が交わしたやり取りが記録されているが、その中の次のような木梨の言葉が目にとまる。

当藩是迄裁判権ヲ私用シ、当内務出張所ニ於テモ、未タ国権ヲ振起スルノ機会ナキ処、此度貴君（小栗―筆者）ノ応接ヲ好機会トシテ、警部ヲシテ云云ヲ達セシムルナリ。「欄外冒頭（実ニ）朝廷ニ対シ（奉リ）、賀スベキ美事ト云ヘシ」不日、彼对弁ノ趣ヲ以テ追々推問ヲ遂ケ、両属ノ名義ヲ消滅シ、藩王ヲ改メ知事ト致ス「モ遠キニ非ルヘシ」⁵⁷⁾。

木梨は、小栗の内務所出張所での藩庁関係者との対弁において、警部の詰問により藩庁関係者が非を認め、始末書を出すに至ったことを評価し、さらには、藩庁を追い込むことで清との両属関係を「消滅」させ、琉球藩を廃することも遠くはないことだと述べているのである。この「真宗法難事件」をめぐる琉球藩庁の始末書提出の一件が、結果として、政府が琉球処分を断行していく上で、そのための口実を与えることになったという見方も出来るのではないだろうか。⁵⁸⁾

一八七九（明治二二）年一月、松田道之内務大書記官は、明治八年に続き、再度琉球に派遣された。⁵⁹⁾ その際の松田による報告「第二回奉使琉球始末」には、再度の琉球派遣の経緯について、

然ルニ彼レ約ニ背キ、尚ホ嘆願ト称シテ命ニ遵ハサルノミナラズ、藩吏幸地親方ヲシテ竊ニ支那ニ投シテ、彼ノ政府ニ嘆訴セシメ、又ハ在京ノ藩吏ヲシテ駐割ノ清国公使及ヒ他ノ一二ノ駐割外国公使ニ倚嘱スル所アラシメ、或ハ裁判権ヲ犯シテ私ニ藩民ヲ刑ニ処スル等、隱匿ノ所為百端為メニ種々煩累ノ事情ヲ来タシ、国憲上不問ニ附シ難キニ至レリ。⁶⁰⁾

と述べている。すなわち明治八年に、琉球藩は、派遣された松田を通じて、政府から清国との関係断絶を口達されているにも拘わらず背いていること、そして「裁判権ヲ犯シテ私ニ藩民ヲ刑ニ処スル等」とあるように、「真宗法難事件」での藩庁の裁判権行使が重要な問題としてあったこ

とがわかる。

松田は、今帰仁王子に対して、次のような太政大臣三条実美の達を伝えた（明治二二年一月八日付）。

（前略）九年五月其地ニ裁判官ヲ被置候ニ付、其藩ノ裁判事務悉皆可引渡ノ処、是亦嘆願ト称シテ今ニ遵奉不致等ノ始末、実ニ不相濟事ニ候、此上遵奉不致ニ於テハ相当ノ処分ニ及フベク、此旨督責候也⁶¹⁾。琉球藩との交渉について、政府が、強硬な態度で臨もうとしていることがわかる。これに対して琉球藩庁は、「敵藩清国トノ事件并裁判事務等ノ儀、情義ニ於テ行ハレ難キ訳有之。此程百万嘆願仕タル通ニテ」と、清との関係断絶と裁判権接収は簡単には受け入れられない旨を伝えたのであった。政府は、膠着状態の続くこの難題解決を図るための方策として、琉球藩を廃して藩王の外交権を剥奪し、また藩王の藩内における統治権を解体する手段に出たのである。

一八七九（明治二二）年三月、政府は、松田道之内務大書記官に警察隊一六〇名や熊本鎮台分遣隊四〇〇人などをつけて琉球に派遣した。松田にとつては三度目の派遣であった。

同年三月二七日付「旧琉球藩下一般ノ人民ニ告諭ス」で、松田は、今般琉球藩ヲ廢シ実ニ沖縄県ヲ被置タルニ付テハ今後如何様可成行ヤト苦神ノ者モ可有之、因テ其主意ノ大略ヲ告示セントス。抑モ此琉球ハ古来我カ日本国ノ属地ニシテ藩王始メ人民ニ居ル迄皆共ニ本邦天皇陛下ノ臣民ナレハ其政令ニ従ハサル可ラス。然ルニ明治八年五月二十九日、同九年五月十七日日本一月六日ヲ以テ御達ノ御主意有之処、藩王ニ於テハ其使命ヲ奉セス不遵之奉答書ヲ呈シタル段、実ニ難被差置次第ニ立至リ理勢不得止遂ニ今般ノ御処分ニ相成リタルナリ。⁶²⁾

と、琉球に対する「処分」の経緯と理由を説明した。そして政府は、首

里城を接取し、尚泰には東京在住を命じ、翌四月、政府は琉球藩を改め沖繩県とし、県令に鍋島直彬なまよを任命した。こうして清との宗属関係を完全に清算し、琉球の「内国化」(廢琉置県)を完成させたのである。

松田が再度の琉球行きに先立ち伊藤博文内務卿の求めに応じて成した「琉球藩処分案」(明治二年一月)には、「該藩ハ万国公法ニ論スル所ノ隷屬ノ国即チ半主国ヲ以テ論スヘキモノニアラスシテ純然タル内国ノ一藩地ニシテ恰モ対馬ト同一般ナレハ方今該藩ノ体制我カ国体ニ適セサルモノハ之ヲ改革スルニ何ノ憚ル所アラシヤ」と、琉球処分を正当化する論理が語られている。松田は、「両属」は世界の道理に合わず、琉球藩を「半主国」とみなすのではなく、対馬同様の「純然タル内国ノ一藩地」として扱うべきだとした。むろん琉球側からすれば、一方的併合であり、日本領に編入されること、すなわち、それは琉球王国の消滅を意味したのであった。

おわりに

最後に、明治初期の琉球における真宗布教の意味について考えてみたい。田原法水は、元々「外教予防」のために明治六年七月に長崎に派遣されていたが、その任を約三年間勤めたが「目的を達し難き」ために、清原競秀、武宮観源、自見凌雲と「謀り、琉球開教の視察を企て」たという。そして、明治九年五月、「藩内保護」を目的に琉球に派遣される「陸軍琉球分遣隊」少佐・和田勇馬に願い出て、鹿児島港から「大有丸」に乗船し、那覇港へ到着し、「開教」活動を開始していく。しかし、そもそも田原たちが、当時の琉球藩と明治政府の、清との両属問題や裁判権接取問題をめぐるせめぎあいの事情を、どれほど知っていたのかは不明である。

ところで、法難事件の対処ために琉球に派遣された小栗憲一は、連日、書面をもって藩庁と交渉を行っていた。その小栗の琉球藩庁宛ての書面に、琉球における真宗布教についての考え方がうかがえる次のような文面(明治二年八月五日付)の控えが、小栗の「琉球日記」にある。

過日御応接ノ趣、人心ノ両派ヲ恐レ予防ノ為メ新宗ヲ被禁候旨ニ候ヘトモ、琉球在昔日本ヲ父トシ支那ヲ母トス。是一身両属ノ姿ニ有之、我真宗ニ於テハ王法ヲ父トシ仏法ヲ母トス。一心両属又、何ソ古来ノ国風ニ戻ランヤ。又何ヲ人心ノ両派ヲ慮ルニ足ランヤ。是又御諒察ニ預リ度、不肖憲一、本山ニ在テ琉球布教ノ主務タリ。已ニ内務省ノ指令ヲ報シ、当藩ニ布教候処、国禁ヲ犯スノ媒トナリ、茫然自失ノ至ニ不堪候。

ここには、小栗が、琉球の「両属」関係を引き合いに、真俗二諦という王法と仏法の二つを大切にする真宗の教えを「両属」と喩えて、いわば「両属」文化を育んできた琉球の「国風」と馴染むことを力説している。小栗は、琉球藩庁に配慮してか、琉球藩の「両属」関係について否定的には言及してはいない。果たして、琉球の両属関係を、王法仏法の二つになぞらえた真意とは何だったのか。むしろ真宗の教義に引き付けて、そうした「両属」関係のあり方を前提に、真宗教義の特徴を知らしめようとしたのだろうか。真宗布教を許可してもらおうべく、強引な喩えを用いて説明しようとしたのだろうか。いずれにしても、この小栗のものの言いからは、琉球の「古来ノ国風」からして、真宗の教えは受け容れられるはずであるという、相当に楽観的な思い込みが感じられよう。まして、真宗布教が、琉球藩にとって迷惑になるなどという心配は微塵も感じられない。田原たちが、辻遊郭で多くの真宗信徒を得ていたということもあり、琉球における真宗布教は、藩庁の取り締まりさえなければ、順調に行くはずであるというのが、当時の東本願寺側の意向ではなかつ

たか。

琉球布教に着手し始めた田原たちにとって、主観的には、琉球の「人心」への「開教」活動としてあったということではあるだろう。だが、東アジアの伝統的国際秩序原則に照らせば、大久保の内務卿着任後は、政府の動きとしては、清との両属関係を断ち切らせる方向へと傾いていた。そうした一連の流れから見れば、すでに指摘したように、「真宗法難事件」は、政府に、琉球の両属体制を解体し、廃琉置県（琉球処分）を断行する口実を与えることになったとも言えるだろう。だが、その廃琉置県は、結果として琉球での真宗解禁をもたらしたという点で、東本願寺側としては、琉球「開教」の地歩を確かなものとしていくことが出来たとも言えよう。

だが、田原たちが琉球に「開教」に赴いた当時、政府が琉球の両属関係の断絶をもくろんでいたことなど、彼らはどこまで知っていただろうか。彼等の琉球「開教」の動きが、「真宗法難事件」を招き、事件の収拾の過程が、その後の琉球藩のあり方そのものにも大きな影響をもたらしていくとは、想像すらしていなかったのではなからうか。自分たちの辻遊郭での布教活動が、琉球をめぐる東アジアの伝統的国際秩序が揺らぎ始めているなかで行われていたとは想像すらできなかったのではなからうか。目の前の辻遊郭のジュリたちへの布教活動が最も意識されていたことではなかつたか。たとえ、その女性たちが、伝統的な琉球の宗教文化において周縁的存在であったとして、では、そのジュリたちを対象とした布教活動だけを取り上げて、それ自体では、無事なるものであったと済ませることができるだろうか。

本稿で取り上げた「真宗法難事件」発生以前からの、琉球藩の裁判権接收をめぐる政府と琉球藩との対立を伴った関係は、現今の基地移設問題をめぐる政府と沖縄県との関係に重なって見えてくる。政府の沖縄に

対する威圧的な態度は、今にして始まったわけではないのである。そして、沖縄における真宗布教の解禁は、こうした政府の威を借りて実現したと言っても過言ではないことを忘却してはならないだろう。さらに言えば、近代以降の戦争協力の教団史を念頭に置けば、布教活動が如何なる国際関係や政治的意味のなかで行われ、如何なる役割を担うことになるのか、約一四〇年前の「真宗法難事件」の顛末は、時に様々な状況を鳥瞰する問題意識の必要を示唆しているのではなからうか。

注

- ① 戦後の代表的な近代仏教史研究者の一人である柏原祐泉『日本仏教史近代』（吉川弘文館、一九九〇年）、同『真宗史仏教史の研究 Ⅲ近代篇』（平楽寺書店、二〇〇〇年）にも、琉球・沖縄仏教・真宗史の記述はない。
- ② 鹿野政直『鳥島』は入っているか―歴史意識の現在と歴史学（岩波書店、一九八八年）、一一頁。
- ③ 同前。
- ④ 岩波講座『日本通史』第一六巻に「論説」として、我部政男「琉球から沖縄へ」が掲載されたのは一九九四年で、同第一九巻に吉見義明「沖縄、敗戦前後」が掲載されたのは、一九九五年である。
- ⑤ 「戦後沖縄・歴史認識アピール 沖縄と日本の戦後史をめぐる菅義偉官房長官の発言に抗議し、公正な歴史認識をともにつくることを呼びかける声明 二〇一五年一月二十四日

二〇一五年夏、米軍普天間飛行場の代替施設として沖縄県名護市辺野古に新基地を建設する問題の是非をめぐる、沖縄県と日本政府のあいだで1カ月にもわたる集中協議がおこなわれました。しかし議論はほとんどかみ合うことなく、九月七日に決裂しました。その翌日、菅義偉官房長官は閣議後の記者会見で、普天間飛行場が戦後に強制接收されて建設されたことが現在の普天間問題の原点だとする沖縄県側の主張に対して、「賛同できない。日本全国、悲惨な中で皆さんがたいへんご苦勞されて今日の豊かで平和で自由な国を築き上げてきた」と反論しました。／この発言にみられ

る歴史認識は、沖縄と日本の戦後史、あるいは現在にいたる日米両国の対沖縄政策の歴史を、主観的な思いこみを頼りに自己流に解釈した無責任なものです。日本政府の国務大臣が公式の場でこのような歴史認識を表明したことに対し、私たちは、沖縄と日本の戦後史の研究に携わる者として抗議し、発言の撤回を求めます。(中略) しかし菅官房長官の発言は、単にひとりの国務大臣の認識不足と無責任さを露呈させただけなのでしょう。私たちは、この発言に抗議し撤回を求めることは必要不可欠だと考えていますが、同時に、それだけでは前向きで建設的な解決には結びつかないを受けとめています。沖縄の基地問題にあたる政府当局者に、歴史の事実や、その歴史のなかで犠牲を強いられたひとの痛みを省みない発言をしてもかまわないと思わせている日本の政治・言論状況や歴史認識の現状にこそ、問題の根はあるのだと考えられるからです。この歴史認識の不十分さについて、私たち沖縄と日本の戦後史を研究する者は、これまで十分に社会的な務めをはたすことができていたのか、力不足であったことの責任を感じます。(中略) 私たち四人は歴史の研究をしてきた者であるにすぎませんが、この声明を発表することで、まず私たち自身、力不足をおぎない合、沖縄と日本の戦後史のさらなる解明を進め公正な歴史認識をつくる課題にむけていっそう努力する意志を表明するとともに、関連する幅広い分野の研究者やジャーナリスト・作家・市民の方々に対して、この課題に共同してとりくむ緊急の必要性があることを訴えたいと思います。(下略) 鹿野政直 戸邊秀明 富山一郎 森 宣雄

付記 私たちの立場、声明発表の経緯、これからについて

歴史認識は社会のものですから、それぞれの暮らしや、さまざまなつどいの中で話し合われることこそ、その公正さにとってもっとも肝要なのだと考えています。私たちが、ただの研究者仲間の四人という立場でこの声明を発表した理由もそこにあります。／私たちは、日本本土に暮らしながら沖縄と日本の戦後史について研究してきた人間です。歴史研究者は、社会の歴史認識を事実にもとづいた公正なものにしていくことを主な職務の一つとしています。それゆえ、とりわけ今年に入ってから、日沖関係の歴史に対する日本本土社会の理解と関心の浅さをあてこむかたちで、政府が埋め立て工事の再開をさまざまに自己正当化しながら強行してきたこ

とに対し、市民としてのみならず専門の研究者として、責任を感じるべき立場にあることを痛切に感じてきました。(中略) この機会にあたって、私たちは自分たちに何ができるか、何をなすべきか話し合いを重ねました。思い至ったのは、無力さと責任を感じる(本土の沖縄戦後史研究者という)自分たちの立場を正面から受け止め、そこに立脚して声を発することが、結果はどうあれ必要なのではないかということです。／そこから歩みを始めるかたちで、憂慮する市民の方々や、すでに声明を発表されている各方面の研究者やジャーナリスト・作家のみなさんと、たがいの知識や経験、思いを寄せ合い、沖縄に対する積年の差別的克服をめぐる連携しあうことができないか、提案したいと考え、この声明を発表するにいたりました。それを政治の力づくのありように対して抵抗しうる、ひとつの(信頼を結びあう)思想的回路にしたいと望みます。(下略)

〔声明〕の全文は、「<https://goo.gl/HUOSIM>」に公開される。

⑥ 法制史研究の視点からの第三次「真宗法難事件」研究としては、菊山正明「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」(琉球大学教育学部『琉球大学教育学部紀要 第一部』(一九八四年)(同『明治国家の司法制度』お茶の水書房、一九九三年に再録)の他、山口輝臣「信教自由」と「国禁」—琉球藩・浄土真宗・内務省—(鳥海靖他編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五年)がある。その他、金城正篤が『沖縄県史』、玉代勢法雲『真宗法難史』、伊波普猷『浄土真宗沖縄開教前史 仲尾次正隆と其の背景』、『史料稿本』(『那覇市史資料第二巻中の四』を主に史料として用いて「琉球処分」時期の真宗法難事件」(『琉球処分論』沖縄タイムス社、一九七八年)を著している。

⑦ 川邊雄大編『浄土真宗と近代日本—東アジア・布教・漢学』(勉誠出版、二〇一六年)、「資料篇」(三七一—五四九頁)所収。

⑧ 知名定寛・福島榮寿・長谷暢「『史料紹介』福岡県小郡市三沢光明寺蔵 清原競秀「日々琉行之記」」(『神女大史学』第三四号、二〇一七年、所収)。

⑨ 千葉功「日清・日露戦争」(『岩波講座 日本歴史』第一六巻、近現代二、二〇一四年)、一一四—一一五頁。

⑩ 『沖縄県史』第二二巻資料編二、一—二頁。

⑪ 同前、二—四頁。

- ⑫ 同前、一三頁。
- ⑬ 前掲、千葉、一一七頁。
- ⑭ 前掲『沖繩県史』二、三頁。
- ⑮ 前掲、千葉、一一七～一一八頁。
- ⑯ 菊山正明「琉球処分と沖繩統治機構の創設」同『明治国家の形成と司法制度』（御茶ノ水書房、一九九三年）。
- ⑰ 前掲、千葉、一二二頁。及び『大日本外交文書』第七卷、一五七頁を参照。
- ⑱ 前掲『沖繩県史』九二頁。
- ⑲ 同前、一四三～一四八頁の「琉球藩清国トノ関係ヲ存続セシムル為嘆願ス」などで、その嘆願の様子が知られる。
- ⑳ 前掲、千葉、一二二～一二三頁。
- ㉑ 前掲『沖繩県史』一八三頁。
- ㉒ 同前、一九二頁。
- ㉓ 同前、一九二頁。
- ㉔ 菊山前掲著、二九九頁。
- ㉕ 上地一郎「沖繩社会の近代法制度への包摂とその影響―歴史法社会学的分析」（早稲田大学博士學位請求論文 二〇〇八年）、六八～六九頁。
- ㉖ 豊後国の真宗大谷派常満寺に生まれる。成宜園で漢学を、小栗栖香頂や細川千蔵に仏学を学んだ。長崎での駐在布教を経て、一八七六年五月に、琉球に入り布教を開始。一八八二年に那覇に説教所を開設、一八八九年に真宗大谷派琉球別院、一八九二年に別院を廃寺し、真教寺と改称して同寺一世となった。
- ⑳ 善教寺蔵「田原法水略歴」、川邊前掲編著所収、五〇九～五一八頁。川邊によれば、大正二年頃に田原によって書かれたものと推測される。
- ㉑ 同前、五一二頁。
- ㉒ 同前、五一三頁。
- ㉓ 同前。
- ㉔ 同前。
- ㉕ 同前。
- ㉖ 玉代勢法雲『真宗法難史』（布哇仏教会、一九二八年）、三六頁。玉代勢

- は、那覇生まれ。マカレー東本願寺住職。一九〇二年真宗京都中学卒、一九〇七年真宗大学卒。名護布教所をへて、沖繩刑務所教誨師となる。一九二〇年にハワイへ渡航。一九二六年に布哇仏教会を設立し、一九三三年にマカレー東本願寺と改めた（『沖繩大百科事典』沖繩タイムス社、一九八三年）。田原法水の真教寺の信徒であった祖母にしばしば連れられ、田原から真宗の教えを聞いていた篤信の信徒であった。
- ⑳ 知名定寛・福島榮寿・長谷暢「『史料紹介』福岡県小郡市三沢光明寺蔵清原競秀「日々琉行之記」」（『神女大史学』第三四号、二〇一七年、所収）、一〇八頁下段。
- ㉑ その他、蓮如の御文を用いたり、「白骨の御文」に琉球のウチナー口を仮名で振るなどしていることがうかがえる。詳細は、前項注「日々琉行之記」を参照のこと。
- ㉒ 前掲『沖繩大百科事典』、「辻」の項目に拠る。
- ㉓ 仲尾次政隆の祖は京都の人で応仁の乱後、薩摩久志浦へ移住。政隆四代前の中村宇兵衛は船を持ち運送や貿易に従事し、琉球にも往来して那覇に根拠を構えた。久米村の女性を妻とし、五男をもうけ、長子政榮の曾孫として政隆は生まれた。中村家は代々真宗門徒で、政隆も若い頃から真宗信仰者で、一八四四年頃から辻遊郭で布教した（『沖繩大百科事典』）。
- ㉔ 前掲『真宗法難史』二、明治の殉難者備瀬知恒（二九～三〇頁）には、備瀬による辻遊郭での布教の様子が叙述されている。
- ㉕ 前掲『沖繩県史』二七〇～三〇二頁掲載の「真宗信仰之者其処分始末書」の記録に依る。
- ㉖ 金城正篤は「琉球処分」時期の真宗法難事件（注⑥掲、一七八頁）で、「河原田盛美『琉球紀行』（一八七六年）によれば、当時「娼婦ハ那覇ノ内四ヶ所有リ、其数一千七八百人」とある。（中略）かりに遊女の数「二千七八百人」という数字を信用すれば、遊女の信徒数「二二二人はそのおよそ一三パーセント（または一二パーセント）に相当する。「家庭」から切り売りされ、社会の最低辺で男をとって生計を立てなければならぬこの女性たちに生活は、一見あてやかにさえ見えても、所詮根無し草であり、社会歴史の激動期には、その矛盾を最悪の形でひきかかぶる存在であった。真宗が、彼女たちを真に救済するものではありえなかつたとして

も、それに精神の慰安を求めた彼女たちを裁く権利が、誰にあるのか。」と述べる。伊波は「実際沖繩では、子供を坊主にするのは、娘を娼妓にするのと同じ程度の恥辱とされてゐた」（『浄土真宗沖繩開教前史 仲尾次正隆と其背景』）と述べている。

④1 前掲『沖繩県史』二九二頁。

④2 玉代勢法雲『真宗法難史』（布哇仏教会、昭和三年）、三六～三七頁。なお、那覇市役所市史編集室『那覇市史』（資料篇第二巻中の四、一九七一年）、一七八頁、「史料稿本（尚泰関係史料）」「明治十年五月十六日」に、この藩史の文言を見ることが出来る。

④3 『朝野新聞』（明治十一年一月六日）、川邊前掲編著「資料篇」五三八頁。

④4 善教寺蔵「田原法水略歴」、川邊前掲編著「資料篇」五一五頁。

④5 『朝野新聞』、川邊前掲編著「資料篇」五三五～五三六頁。

④6 『朝野新聞』（明治十一年一月八日）、川邊前掲編著「資料篇」五三九頁。

④7 判決内容は、八重山へ一〇年の流刑・一人、久米島へ四年の流刑・五人、贖銅分二〇〇貫文・四人、贖銅分一八〇貫文・一人、贖銅分一〇〇貫文・三二七人、贖銅分九〇貫文・三人、贖銅分二〇貫文・二八人であった（前掲『沖繩県史』二七〇～三〇二頁掲載の「真宗信仰之者共処分始末書」の記録に依る）。

④8 豊後国戸次の妙正寺生まれ。日田の咸宜園に学び、幕末維新期に長崎などで教会に課者を潜入させるなど対キリスト教活動に従事。教部省・権大講義）、宮内省、大蔵省などで勤務。真宗京都中学校長、善教寺住職をとめた。

④9 川邊前掲編著「資料篇」四五五～四八三頁に所収。

⑤0 同前。なお要約は、川邊雄大「明治期の琉球における真宗法難事件」（同編『浄土真宗と近代日本—東アジア・布教・漢学』（勉誠出版、二〇一六年）を参照した。小栗憲一の琉球藩庁との交渉内容は、川邊編著「二四六～二五二頁に詳しい。

⑤1 この資料は、川邊により翻刻され、前掲川邊編著「資料篇」（四八四～五〇八頁）に収録されている。明治十一年八月二二日に東本願寺関係者と琉球藩庁関係者が内務省出張所へ出向き両者の対弁が行なわれた会談とその会談後から八月三〇日までの小栗の動向が記録されている。川邊が指

摘するように、従来の研究では、小栗と藩庁との対弁に内務省出張所の介入があったことと、藩庁に対する始末書の提出を命じたことが指摘されるのみで、具体的な内容は不明であったが、本資料に具体的なやり取りが記述されており、真宗法難事件の経緯の詳細を解明する上で、基礎資料となる。

⑤2 川邊前掲編著「資料篇」四九〇～四九二頁の、小栗と「親里」の問答を要約した。なお段落中の「教正（大谷光勝）からの書面」とは、明治十一年二月に大谷光勝が琉球藩主尚泰に宛てた書簡中に「王法爲本仁義爲先」（『真宗法難史』五〇頁）とあることから、この書簡のことを指すと思われる。

⑤3 同前、川邊編著「資料篇」五〇四頁の「親里」と「警部」の問答を要約した。

⑤4 前掲『沖繩県史』二六八頁。

⑤5 菊山は、木梨少書記官が伊藤博文内務卿に宛てたこの始末書に関する上申書に、「琉球藩民真宗ノ説教ヲ聴聞セシ者、都合三百六拾九人藩王私ニ処刑候趣キ相聞へ候ニ付、出張所ヨリ藩庁へ推問ニ及ヒ、詳細ノ答弁書ヲ取り可差出御内達ノ旨奉畏候」とあることから、内務本省の圧力があつたと推測しているが（菊山前掲書、三〇八～三〇九頁）、出張の警部から藩庁関係者へ詰問がなされたのである。

⑤6 前掲「史料稿本（尚泰関係史料）」一八八頁。

⑤7 川邊前掲編著「資料篇」五〇六～五〇七頁。

⑤8 菊山は、前掲書（三一六頁）において、「真宗法難事件で示された琉球藩庁の裁判権接収に対する執拗な抵抗は、政府をして廃藩置県断行の決意を早めさせる原因の一つとなつたのである。」と指摘している。引用文中の木梨内務省少書記官の言葉は、この菊山の指摘を裏付けるものと言え

る。

⑤9 一八七五（明治八）年の琉球派遣では、松田は琉球藩庁に対して、清国への隔年朝貢・慶賀使・冊封使及び福州琉球館の廃止などを口達し、清国との関係断絶を命じている。

⑥0 松田道之『琉球処分』（下村富士男編『明治文化資料叢書』第四巻、風間書房、一九六二年）一八四頁。

- ⑥1 同前、一八九頁。
 ⑥2 同前、一九一頁。
 ⑥3 同前、二二三頁。
 ⑥4 同前、二〇三頁。
 ⑥5 前掲、千葉、一二四～一二五頁。
 ⑥6 前掲「田原法水略歴」(川邊前掲編著「資料篇」五一～五二頁)。
 ⑥7 前掲『真宗法難史』三一～三二頁。

- ⑥8 同前。
 ⑥9 善教寺蔵・小栗憲一「琉球日記」(川邊前掲編著「資料篇」四〇七頁)。
 ・史料の引用に際しては、適宜句読点を補った。
 ・本稿は JSPS 科研費 18K00088 による成果の一部である。

(大谷大学文学部歴史学科教授)